

議案第188号

安全で安心な観光とふるさと創生推進に係る京丹後市と京丹後市観光公社と株式会社ANA総合研究所との包括的な連携・協力に関する地方創生協定の締結について

安全で安心な観光とふるさと創生推進に係る京丹後市と京丹後市観光公社と株式会社ANA総合研究所との包括的な連携・協力に関する地方創生協定を、別記のとおり締結することについて、京丹後市議会基本条例（平成19年京丹後市条例第55号）第10条第1項第3号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

観光、産業、人材育成及びまちづくり等の様々な分野において、当事者が相互に有する人的、知的資源の交流等を進めることにより、安全で安心な観光をはじめ各般の地域課題の解決、市民サービスの向上など、京丹後市のふるさと創生に寄与することを目的として協定を締結するものである。

(別記)

安全で安心な観光とふるさと創生推進に係る京丹後市と京丹後市観光公社と株式会社ANA総合研究所との包括的な連携・協力に関する地方創生協定(案)

京丹後市(以下「甲」という。)と京丹後市観光公社(一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部。以下「乙」という。)と株式会社ANA総合研究所(以下「丙」という。)とは、次のとおり包括的な連携・協力に関する地方創生協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、観光、産業、人材育成及びまちづくり等の様々な分野において、甲及び乙並びに丙が相互に有する人的、知的資源の交流等を進めることにより、安全で安心な観光をはじめ各般の地域課題の解決、市民サービスの向上など、京丹後市のふるさと創生に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙並びに丙は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項について、連携・協力してその取り組みを行うものとする。

- (1) 安全で安心な観光の推進に関すること。
- (2) ブランド力のある観光・各種産業の振興に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) ふるさと応援推進に関すること。
- (5) まちづくり・市政運営に関すること。

(6) その他協定の目的を達成するために甲乙丙が必要と認めること。

(確認事項)

第3条 甲及び乙並びに丙は、本協定の締結が甲若しくは乙が丙以外の者と連携し協力すること又は丙が甲若しくは乙以外の地方公共団体その他公益性を有する法人と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

(協定内容の変更)

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、必要に応じてその変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施等により知り得た情報を、書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定による連携が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による解約の申出がない限り、同一の内容により満了の日の翌日から1年間更新され、それ以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

- 甲 京都府京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地
京丹後市
京丹後市長 中山 泰
- 乙 京都府京丹後市網野町網野 3 6 7 番地
丹後地域地場産業振興センター 1 階
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社
京丹後地域本部
地域本部長 齊藤 修 司
- 丙 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター
株式会社 A N A 総合研究所
代表取締役社長 岡田 晃

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 12 月 定例会

議案の 件 名	議案第188号 安全で安心な観光とふるさと創生推進に係る京丹後市と京丹後市観光公社と株式会社ANA総合研究所との包括的な連携・協力に関する地方創生協定の締結について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 <u>その他</u> (協定)
------------	---	------------	-----------------------------------

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
観光、産業、人材育成及びまちづくり等の様々な分野において、当事者が相互に有する人的、知的資源の交流等を進めることにより、安全で安心な観光をはじめ各般の地域課題の解決、市民サービスの向上など、京丹後市のふるさと創生に寄与することを目的として協定を締結するものである。	有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
《政策等の必要性》	《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
市、観光公社及び株式会社ANA総研の三者による連携・協力のための協定を締結（関西では初）し、ANAグループ各社のもつノウハウ及びソリューションを活用し、世界水準の“おもてなし力”の構築と京丹後ブランドの磨き上げを行い、いずれ訪れるafterコロナ時代に備え、外国人観光客にも選ばれる「安全安心な世界水準の旅行地」づくりを推進しようとするものである。 具体的な取組としては、令和3年2月から株式会社ANA総研社員1名を市に受入れ、観光公社に派遣する。 最初の事業展開として、GoToキャンペーン終了後の観光需要の落ち込みを回避すべく、マイクロツーリズムに続く次の一手として「航空機で訪れ、レンタカーで周遊する」新たな旅の創出をANAグループと行うものである。	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
	株式会社ANA総合研究所の社員1名を令和6年2月まで受入れ、京丹後市観光公社に派遣し、同公社の事業活動を通じ、afterコロナ時代に備えて、株式会社ANA総合研究所とインバウンドにも対応できる安全安心な観光商品の開発、プロモーションを推進する。					
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
マイクロツーリズムとして、下記のとおり事業実施。 ①6月定例会にて「ふるさと旅行券・秋旅」補正（9～10月実施） ②9月定例会にて「ふるさと旅行券・冬旅」補正（11月～3月実施）	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
《政策等の実施時期》	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
令和3年1月中旬	商工観光部	観光振興課	有 <u>無</u>			